賃貸物件の敷金返還トラブル



賃貸物件を退去する際、ハウスクリーニング、クロス張替費など退去費用として

敷金を上回る請求をされるトラブルが起こっています。



賃貸物件を退去する際は、自然的な劣化(日焼け、損耗など)以外の不注意による汚れや施設の故障が生じた場合、賃貸物件を修復する為の費用が発生する場合があります。



~トラブル回避のために~

- ●入居時に交わした契約書に、借主負担の特約があるかよく確認しましょう。
- ●入退去時には貸主立会いの上、物件の状態を確認し、立会いがない場合は 部屋の状態を写真(日付入り)などで記録しておくと役立ちます。

このようなケースでお悩みの方は、消費者生活センターまでご相談ください!

消費生活センター

- ●開催日時● 毎週月〜金曜日 午前9時30分〜午後4時(正午〜午後1時は昼休み) ※予約不要
- ●場 所● 市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

- ●開催日時● 毎月第3木曜日 午後1時~4時(一人30分程度) ※予約申し込みが必要です
- ●場 所● 市役所2階 201会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み> 産業振興課 092-921-21(☎内線 440)

